

経営者のための

銀行交渉術

と最新税務情報



第 116 号

令和 4 年 7 月 22 日 (金)

発行 税理士法人 KJ グループ

〒536-0006

大阪市城東区野江 4 丁目 11 番 6 号

TEL : (06) 6930-6388

FAX : (06) 6930-6389

■外貨建取引を行った場合の税務上の取扱い■

今年に入ってからの円安の流れは一向に収まる気配がありません。輸出を行う企業では円安による増収増益の傾向が見受けられるものの、一方で輸入品やエネルギー資源等そのものの価格高騰に加えての円安の影響による物価上昇も止まらず、事業者、消費者ともに大きな負担となっています。税務上、外貨建資産等については発生時又は期末時のいずれかの為替相場により円換算することになりますが、為替相場に著しい変動があった場合には特例措置の適用も検討する余地もあるものと思います。

(1) 為替相場の著しい変動があった場合

- ① 取扱い 法人が事業年度末日において有する外貨建資産等につき、その事業年度においてその外貨建資産等に係る外国為替の売買相場が著しく変動した場合には、その事業年度末日に外貨建取引を行ったものとみなして円換算を行うことができます。発生時換算法を採用している場合であっても、事業年度末日に外貨建取引を行ったものとみなすことで、事業年度末日の為替相場による円換算額にすることができます。
- ② 著しい変動とは 法人税基本通達 13 の 2-2-10 において、著しい変動とは「次の算式により計算した割合がおおむね 15% に相当する割合以上となるものがあるとき」とされており、もともとの発生時換算法により計上した外貨建資産等の帳簿価額と期末時の為替相場による換算額との差がおおむね 15% 以上である場合ということになります。

当該外貨建資産等の額につき当該事業年度終了日の為替相場により換算した本邦通貨の額

当該事業年度終了日のにおける当該外貨建資産等の帳簿価額

当該外貨建資産等の額につき当該事業年度終了日の為替相場により換算した本邦通貨の額

同通達の注意書きにおいて、外国通貨の種類を同じくする外貨建資産等につき上記の算式により計算した割合がおおむね 15% に相当する割合以上となるものが 2 以上ある場合には、その一部についてのみ上記①の規定による円換算を行うことはできないとされています。同一通貨の預金、売掛金、貸付金、買掛金、借入金等で発生時換算法を採用している複数の外貨建資産等を有する場合には、例えば利益調整を目的としてその一部のみ上記による円換算を行うことは認められませんので、ご注意ください。

- (2) 換算方法を変更する場合 発生時換算法又は期末時換算法いずれの方法によるかは、まずは最初に取得等した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限までに納税地の所轄税務署長に届け出る必要があります（届出がない場合は法定換算方法）。その後の換算方法の変更は、変更しようとする事業年度開始の日の前日までに納税地の所轄税務署長に変更申請書を提出して承認を受けなければなりません。ただし、換算方法は原則として特別の事情がない限り継続して適用すべきものとされており、現在の換算方法を採用してから 3 年を経過していない場合には上記変更申請を行ったとしても税務署長はその申請を却下することができるとされています。利益調整等を目的としたむやみな変更など、特別の事情がないものは認めない趣旨と思われます。